

●規程改正の概要

要 旨	地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則の制定を行う。
内 容	<p>1 制定する規程 地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則</p> <p>2 規程制定の必要性</p> <p>○平成29年5月に地方公務員法等が一部改正され、現行の臨時職員及び非常勤嘱託等に代わり、一般職の非常勤職員として、「会計年度任用職員」制度が創設された。</p> <p>○これに伴い、設立団体である県は、令和2年度から「会計年度任用職員」制度を導入することとした。(令和2年4月1日施行)</p> <p>○本機構においても、県に準じて、勤務条件等の関係規程等を整備し、原則として、現行の臨時職員及び非常勤嘱託等を「会計年度任用職員」に移行するため、関係規程を整備する。</p> <p>3 制定の内容</p> <p>参考資料1のとおり</p> <p>(1) 任用期間 (2) 勤務時間 (3) 休暇 (4) 給与等 (5) 社会保険等 (6) その他</p> <p>4 影響額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与及び報酬影響額 約48,704千円(年) ・退職手当影響額 約29,685千円(年)
施行期日	令和2年4月1日から施行する。

山梨県立病院機構における会計年度任用職員制度（概要）

1 現状の臨時職員及び非常勤嘱託等の人数

（平成31年4月1日現在）

病院機構 293人（中央病院 250人 北病院 43人）

（内訳）	研修医・専攻医等	65人
	技術補助（看護師・臨床検査技師等）	67人
	業務補助（看護助手・障害者採用等）	75人
	医療事務補助（DC、DPC等）	58人
	事務補助（事務局）	12人
	非常勤嘱託（非常勤医師・院内警備等）	16人

2 任用等

（1）任期

- ・ 任期は一会計年度（4月～翌年3月）となる。

ただし、従前の勤務実績に基づく能力実証（人事評価）により、再度の任用は可能だが、原則2回（最長3年間）を上限とする。

- ・ なお、原則2回の再度任用後、公募による再度任用は可とする。

（2）令和1年度中の選考方法

- ・ 現在、当機構に勤務していない者で、令和2年4月1日に任用する職員の採用は、現状と同様、各所属において、面接（職種により論文試験も実施）による選考を行う。
- ・ 現在、当機構に勤務している臨時職員及び特別職非常勤職員の会計年度任用職員への採用は、各所属において、書類選考とする。（令和2年1月実施予定）

3 勤務時間

①フルタイム会計年度任用職員

週38.75時間（7.75時間/日）

②パートタイム会計年度任用職員

週35時間（7時間/日）以下（非常勤医師のみ週38時間以下）

4 給与等

（1）給与等

会計年度任用職員への移行後も、原則として、現行の給与水準を維持する。

①フルタイム会計年度任用職員

- ・ 給料表に基づく給料月額を基本に、通勤手当、期末手当、地域手当、

特殊勤務手当等を支給する。(扶養手当及び住居手当の生活給的手当は支給しない。)

- ・退職手当を支給する。

②パートタイム会計年度任用職員

- ・勤務時間に応じた日額を基本に、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当(職務給的手当)等を加味し、報酬として支給する。
- ・ただし、資格職(非常勤医師・看護師等)については、①フルタイム会計年度任用職員を準用し、月額の報酬として支給する。
- ・通勤手当及び期末手当を支給する。(扶養手当及び住居手当の生活給的手当は支給しない。)
- ・退職手当は支給しない。

(2) 影響額(概算)(年間)

- ・給与及び報酬影響額 約48,704千円(年)
- ・退職手当影響額 約29,685千円(年)

※平成31年4月1日現在の臨時職員等から算出

○職種別給与・報酬影響額(概算)

		給与・報酬影響額(年)
①	研修医	5,709,398
②	専攻医/専修医	20,649,340
③	事務補助	944,982
④	医療事務補助	8,336,354
⑤	業務補助(看護補助等)	6,394,701
⑥	技術補助	6,381,306
⑦	非常勤嘱託	288,201
	計	48,704,282

○職種別退職手当影響額(概算)

		退職手当影響額/(年)
①	研修医	4,634,295
②	専攻医/専修医	8,185,199
③	事務補助	996,952
④	医療事務補助	10,540,705
⑤	業務補助(看護補助等)	2,865,679
⑥	技術補助	2,462,929
⑦	非常勤嘱託	0
	計	29,685,759

5 休暇制度

年次有給休暇及び忌引、傷病休暇(私傷病)等の従前どおりの休暇のほか、育児休業(無給・子1歳まで)及び婚姻休暇(有給・連続する5日)等の取得が可能になる。

6 社会保険等

①フルタイム会計年度任用職員

- ・任用1年目(～12月) 厚生年金保険及び健康保険(協会けんぽ)
- ・任用2年目以降(1年1月～) 地方公務員共済組合

②パートタイム会計年度任用職員

- ・任用1年目から 厚生年金保険及び健康保険(協会けんぽ)
- ただし、週20時間未満は、国民年金及び国民健康保険

地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）に基づき、会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、前条の定めるところにより、任用されたすべての会計年度任用職員に適用する。

(会計年度任用職員の定義)

第3条 この規則において、「会計年度任用職員」とは、地公法第22条の2第1項第1号及び第2号の規定に基づき、任用される職員をいう。

2 この規則において、地公法第22条の2第1項第1号により採用された会計年度任用職員は、「パートタイムの会計年度任用職員」、地公法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員は、「フルタイムの会計年度任用職員」という。

3 会計年度任用職員の職種は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- 一 事務補助 事務スタッフ
- 二 医療事務補助 医事スタッフ
- 三 専攻医
- 四 専修医
- 五 研修医
- 六 非常勤医師
- 七 技術補助 技術スタッフ、看護スタッフ
- 八 業務補助 業務スタッフ、看護補助スタッフ

4 この規則において「専攻医」とは、一般社団法人日本専門医機構に認定された専門研修プログラムに基づく研修を受ける者、「専修医」とは、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2に基づく臨床研修（以下「臨床研修」という。）を終了した後、病院において診療に従事しながら専門的に研修を受ける者、「研修医」とは、臨床研修を受ける者をいう。

(法令等との関係)

第4条 会計年度任用職員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、法人が別に定める規程によるほか、地公法、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。）、労働基準法（昭和22年法律第49号。）及びその他の関係法令の定めるところによる。

第2章 人事

(任用)

第5条 パートタイムの会計年度任用職員及びフルタイムの会計年度任用職員をもって充てる職は、理事長が決定するものとする。

- 2 会計年度任用職員の採用は、選考によるものとする。
- 3 会計年度任用職員として採用しようとする職種に前年度に就いていた者を再度採用しようとする際に必要とされる能力の実証が、面接及び従前の勤務成績に基づき行うことができる場合は、公募によらないことができる。その際、勤務成績を適切に記録するとともに、公募によらない採用は連続2回を限度とする。
- 4 本条に定めるもののほか、会計年度任用職員の選考に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(任期)

第6条 会計年度任用職員の任期は、1会計年度内で定めることとする。特別の事情により任期満了後も引き続きその職務に従事させる必要が生じた場合には、当該職員の同意を得たうえで、当該会計年度末までの範囲内において、その任期を延長できる。

- 2 採用又は任期の延長にあたっては、業務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の延長を反復して行わないものとする。その際、必ず勤務条件を明示した文書を交付することとする。

(提出書類)

第7条 病院長は、会計年度任用職員として任用しようとするときは、理事長が定める日までに、第1号様式に各職種で該当する次に掲げる書類を添え理事長に内申しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 健康診断書
- 三 資格免許等写し（資格免許等を必要とする場合に限る。）
- 四 保険医登録証の写し（該当する職に限る。）
- 五 推薦書（第3条第3項3号及び4号、6号の職種に限る。）
- 六 成績証明書（研修医に限る。）
- 七 卒業（見込み）証明書

八 その他、法人が必要と認める書類

(任用の決定)

- 第8条 理事長は、前条の内申があったときは、内容を審査のうえ、その任用を決定し、第2号様式により病院長に通知するものとする。
- 2 会計年度任用職員の任用の発令は、発令通知書（第3号様式）を被任用者に交付して発令することにより行うものとする。
- 3 病院長は、前項で任用した会計年度任用職員を引き続き任用するときは、第4号様式により理事長が定める日までに理事長へ任用の更新を内申しなければならない。
- 4 理事長は、前項の内申があったときは、第1項及び第2項を準用するものとする。

(退職及び解職)

- 第9条 会計年度任用職員は次の各号に掲げる場合には、任期満了前でも退職させ、又は解職されることがある。
- 一 本人から退職の願い出があった場合
 - 二 地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則に定める失職、免職及び懲戒の事由に該当し、解職することが至当と認められる場合

(退職及び解職の手続き)

- 第10条 病院長は、前条各号の理由により会計年度任用職員を退職させ又は解職しようとするときは、第5号様式によりすみやかに理事長へ承認申請しなければならない。
- 2 前項の申請があったときは、理事長は申請の内容を審査のうえ承認し、第6号様式により病院長に通知する。

(退職及び解職の交付)

- 第11条 会計年度任用職員の退職及び解職の交付は、退職する場合は第7号様式による退職通知書を、解職する場合には第8号様式による解職通知書を病院長が交付して行うものとする。

(条件付採用期間)

- 第12条 会計年度任用職員を採用した場合、その採用は1月間条件付のものとし、その間その職務を良好な成績で遂行したときは、その採用は正式なものとなる。
- 2 条件付採用期間の開始後1ヶ月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合、当該職員の任期を限度に、その日数が15日に達するまで条件付採用期間は継続する。

第3章 勤務時間、休日及び休暇等

(勤務日数及び勤務時間)

第13条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間は、その業務内容に応じて理事長が定める。

2 パートタイムの会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、理事長が定める。

3 フルタイムの会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

(宿日直)

第14条 理事長は会計年度任用職員に対し、宿直又は日直の勤務を命ずることができる。

(時間外勤務)

第15条 理事長は会計年度任用職員に対し、第13条に定める正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる。

(休憩時間)

第16条 会計年度任用職員の休憩時間に関し必要な事項は、地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）の例による。

(休日)

第17条 会計年度任用職員の休日に関し必要な事項は、勤務時間等規程の例による。

(休暇)

第18条 会計年度任用職員の年次有給休暇は次の各号に定めるとおりとする。

一 1週間の勤務日が5日以上又は1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が30時間以上である者及び週以外の期間によって勤務形態が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が217日以上である者は、採用の日から6月継続して勤務した場合には、1の年において10日の年次有給休暇を与えるものとする。

二 前号に掲げる者が採用の日から1年6月以上継続して勤務した場合には、1の年において10日に、別表1の上覧に継続勤務が6月を超えることとなる日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数の年次有給休暇を与えるものとする。

三 第1号に規定する以外の期間によって勤務形態を定められている者で、1年間の勤務日が48日以上216日以下である者の年次有給休暇は、別表2のとおりとする。

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、1の年における年次有給休暇の残日数が20日を超えない者にあつては、当該残日数（1日未満の端数があ

るときはこれを1日の年次有給休暇の残日数とした日数)を、当該年の翌年に繰り越すことができる。

- 3 第2項から前項までに規定する年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 4 本条に定めるもののほか、会計年度任用職員の年次有給休暇に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 5 第1項から第4項までに定めるもののほか、会計年度任用職員に別表3に掲げる有給休暇及び別表4に掲げる無給休暇を与えるものとする。

(育児休業)

第19条 次のいずれにも該当する会計年度任用職員は、勤務時間等規程の育児休業の例により、育児休業(養育する子が1歳に達する日まで)をすることができるものとする。

- 一 引き続き勤務した期間が1年以上である会計年度任用職員
- 二 養育する子が1歳6月に達する日を超えて引き続き勤務することが見込まれる会計年度任用職員
- 三 1週間の勤務日が3日以上である会計年度任用職員又は週以外の勤務によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

2 育児休業の請求は、勤務時間等規程の育児休業の例により行うものとする。

(育児部分休業)

第20条 次のいずれにも該当する会計年度任用職員は、勤務時間等規程の部分休業の例により3歳に達するまでの子を養育するため部分休業(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)をすることができるものとする。

- 一 引き続き勤務した期間が1年以上である会計年度任用職員
- 二 1週間の勤務日が3日以上である会計年度任用職員又は週以外の勤務によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある者

2 部分休業の請求は、勤務時間等規程の部分休業の例により行うものとし、会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。また、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該会計年度任用職員が育児休暇を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第21条 会計年度任用職員は、理事長が別に定める場合においては、あらかじめ理事長の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

(営利企業への従事等の制限)

第22条 フルタイムの会計年度任用職員については、地方独立行政法人就業規則の例による。

- 2 パートタイムの会計年度任用職員については、当該会計年度任用職員としての勤務時間と兼職先企業等での勤務時間の合計時間は、1日あたりでは8時間を超えない範囲内とし、1週あたりでは40時間を超えない範囲内とする。
- 3 パートタイムの会計年度任用職員は、兼職先企業等を理事長が別に定めるところにより報告するものとする。

第4章 給与及び報酬

(給与の種類)

第23条 フルタイムの会計年度任用職員については、給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。

- 2 パートタイムの会計年度任用職員については、報酬及び期末手当を支給する。
- 3 報酬は、月額、日額又は時間額（以下「月額等」という。）で定め、月額等を適用する職種は、理事長が別に定める。

(給料表)

第24条 会計年度任用職員の給料表は、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の例によるものとする。ただし、理事長が別に定める非常勤医師については、当該給料表を適用しないことができる。

- 2 前項の規定に関わらず、会計年度任用職員のうち、専攻医及び専修医（以下「専攻医等」という。）、研修医の給料表は、次の各号の給料表の定めるところによる。
 - 一 専攻医等 会計年度任用職員専攻医等給料表（別表5）
 - 二 研修医 会計年度任用職員研修医給料表（別表6）
- 3 本条に定めるもののほか、会計年度任用職員の給料表の適用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(職務の級及び号給)

第25条 会計年度任用職員の職種別の職務の級及び号給は、別表7に定めるところによる。

- 2 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、職員給与規程の例により決定する。ただし、会計年度任用職員の専攻医等及び研修医の号給の決定は、理事長が別に定める。

(給料の調整額)

第26条 会計年度任用職員の給料の調整額は、職員給与規程の例により支給する。

(給与の減額)

第27条 会計年度任用職員の給与の減額については、職員給与規程の例により減額する。

(各種手当)

第28条 会計年度任用職員の地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当については、職員給与規程の例により支給する。

2 会計年度任用職員のうち、専攻医等及び研修医、理事長が特に認める職種の者の各種手当の支給については、理事長が別に定める。

(期末手当)

第29条 会計年度任用職員の期末手当は、任期が6月以上あり、かつ1週間の勤務時間が15時間30分以上の会計年度任用職員のうち、6月1日又は12月1日在職するもの(当該基準日前1月以内に退職したものも含む。)に対し、職員給与規程の例により支給する。

(報酬)

第30条 会計年度任用職員の報酬の額は、次項から第6項までの規定により算定した報酬の基本額のほか、初任給調整手当及び特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当に相当する報酬の額の合計額とする。

2 月額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬の基本額は、第23条により決定された給料に、地域手当の額を加算した額(以下「基準月額」という。)に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 日額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬の基本額は、基準月額を21で除して得た額に、当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 前項による日額の算定は、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入するものとする。

5 時間額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬の基本額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

6 前項による時間額の算定は、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入するものとする。

(各種手当に相当する報酬)

第31条 会計年度任用職員の初任給調整手当及び通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手

当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当に相当する報酬については、職員給与規程の例により支給する。

- 2 会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬については、正規の勤務時間が割り振られた日における正規の勤務時間を超えた勤務とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する時間外勤務手当相当分の報酬額は、1時間につき勤務1時間当たりの額とする。
- 3 パートタイムの会計年度任用職員のうち、各種手当に相当する報酬を支給しない職種は理事長が別に定める。

(報酬の減額)

第32条 会計年度任用職員の報酬の減額については、地方独立行政法人山梨県立病院機構臨時職員等就業規則の例により減額する。

- 2 本条に定めるもののほか、会計年度任用職員の報酬の減額に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第33条 パートタイムの会計年度任用職員が通勤のために要した費用については、職員給与規程の例により認定のうえ、その勤務日数に応じて支給する。

- 2 本条に定めるもののほか、パートタイムの会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与及び報酬の支払)

第34条 フルタイムの会計年度任用職員の給与の支払については、職員給与規程の例により支給する。

- 2 パートタイムの会計年度任用職員の月額報酬の支払については、職員給与規程の例により支給する。
- 3 パートタイムの会計年度任用職員の日額及び時間額の報酬の支払については、月の1日から末日までの期間に係る額を翌日の10日に支給する。ただし、その日が週休日又は休日にあたる場合は、その日前における最も近い勤務を要する日に支給する。
- 4 期末手当は、基準日が6月1日である場合には6月30日に、基準日が12月1日である場合には12月10日に、それぞれ支給する。ただし、その日が週休日又は休日にあたる場合は、前項ただし書の規定を準用する。

(退職手当)

第35条 会計年度任用職員の退職手当については、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程により支給する。

- 2 本条に定めるもののほか、会計年度任用職員の退職手当の支給に関し必要な事項は、

理事長が別に定める。

第5章 社会保険等

(公務災害補償)

第36条 会計年度任用職員の公務災害及び通勤災害による補償は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

2 フルタイムの会計年度任用職員については、常時勤務に服することを要する勤務時間等規程で定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超え、引き続き勤務することに至った者は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

(社会保険への加入)

第37条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる保険の被保険者とする。ただし、会計年度任用職員が地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。）第2条第1項第1号に定める職員に該当することとなった場合を除く。

- 一 健康保険
- 二 厚生年金保険
- 三 雇用保険
- 四 介護保険

2 フルタイムの会計年度任用職員については、常時勤務に服することを要する勤務時間等規程で定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超え、引き続き勤務することに至った者は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。）の定めるところによる。

第6章 旅行

(旅費)

第38条 フルタイムの会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、地方独立行政法人山梨県立病院機構旅費規程（以下「旅費規程」という。）に定めるところにより旅費または費用弁済の額（以下「旅費等」という。）を支給する。

2 本条に定めるもののほか、会計年度任用職員の旅費等の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第7章 雑則

(委任)

第39条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (年次有給休暇 第 18 条関係)

継続勤務が 6 月を超えることとなる日から起算した継続勤務年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年以上
日数	1 日	2 日	4 日	6 日	8 日	10 日

別表 2 (年次有給休暇 第 18 条関係)

1 週間の勤務日数	4 日	3 日	2 日	1 日	
1 年間の勤務日数	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで	
継続勤務年数	6 月	7 日	5 日	3 日	1 日
	1 年 6 月	8 日	6 日	4 日	2 日
	2 年 6 月	9 日	6 日	4 日	2 日
	3 年 6 月	10 日	8 日	5 日	2 日
	4 年 6 月	12 日	9 日	6 日	3 日
	5 年 6 月	13 日	10 日	6 日	3 日
	6 年 6 月以上	15 日	11 日	7 日	3 日

別表 3 (有給休暇 第 18 条関係)

休暇の種類	期間又は取得基準	備考
公民権行使休暇	勤務時間等規程の「公民権行使休暇」の例による。	
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇	勤務時間等規程の「裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇」の例による。	
忌引	勤務時間等規程の「忌引」の例による。	
婚姻休暇	勤務時間等規程の「婚姻休暇」の例による。	
天災地変による住居滅失休暇	勤務時間等規程の「天災地変による住居滅失休暇」の例による。	
感染症まん延防止休暇	勤務時間等規程の「感染症まん延防止休暇」の例による。	
非常災害による交通遮断休暇	勤務時間等規程の「非常災害による交通遮断休暇」の例による。	
交通機関の事故等による不可抗力休暇	勤務時間等規程の「交通機関の事故等による不可抗力休暇」の例による。	
特別休暇	理事長が特に必要と認める場合	

	その都度認める期間	
--	-----------	--

備考 夏季休暇（特別休暇）の取扱いについて

- 1 夏季休暇は、5月から11月の間において、1週間の勤務日数が4日以上の会計年度任用職員に年次休暇とは別に特別休暇として与える。
- 2 夏季休暇は、任用期間が6月以上の者または引き続き在職した期間が6月以上の者に与える。
- 3 夏季休暇の日数は、1週間の勤務日数が5日の者は5日、1週間の勤務日数が4日の者は4日与える。

別表4（無給休暇 第18条関係）

休暇の種類	期間又は取得基準	備考
骨髄提供休暇	勤務時間等規程の「骨髄提供休暇」の例による。	
生理休暇	その都度必要と認める期間。	
妊娠中又は出産後の通院休暇	勤務時間等規程の「妊娠中又は出産後の職員の通院休暇」の例による。	
分べん休暇	勤務時間等規程の「職員の分べん休暇」の例による。	
育児休暇	勤務時間等規程の「職員の育児休暇」の例による。	
子の看護休暇	勤務時間等規程の「子の看護休暇」の例による。	次のいずれにも該当する者に限る。 ①勤務日が週3日以上又は年121日以上であること。 ②引き続き勤務した期間が6月以上であること。
短期の介護休暇	勤務時間等規程の「短期の介護休暇」の例による。	次のいずれにも該当する者に限る。 ①勤務日が週3日以上又は年121日以上であること。 ②引き続き勤務した期間が6月以上であること。
妊娠中の女子の職員が、妊娠に起因する障害（つわり）のため	その都度必要と認める期間 ただし、1の年において、7日以内	

め勤務することが困難であると認められる場合の休暇		
妊娠中の女子の職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合の休暇	所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日につき1時間を超えない範囲で必要とされる時間	
傷病休暇	公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇に限る。 その都度必要と認める期間	
傷病休暇	女子の職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇に限る。 その都度必要と認める期間	
傷病休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇に限る。 年10日の範囲内の期間とする。	任用期間が6月以上または引き続き勤務した期間が6月以上であること。
介護休暇	勤務時間等規程の「介護休暇」の例による。 ただし、要介護者の各々が介護を必要とする1の継続する状態にある間において、3回を超えず、かつ、連続する93日（当該状態となった日前において当該会計年度任用職員が当該要介護者について介護休暇を使用したことがある場合にあっては、93日から要介護者の各々	次のいずれにも該当する者に限る。 ①勤務日が週3日以上又は年121日以上であること。 ②引き続き勤務した期間が1年以上であること。 ③介護休暇の期間の初日から93日を経過するまでに、任期（当該任期が更新され

	につき、当該要介護者の介護を必要とする1の継続する状態ごとに、初めて介護休暇の承認を受けた機関の初日から最後に承認を受けた末日までの日数を合算した日数を差し引いた日数)の範囲内の期間とする。	る場合にあっては、更新後のもの)が満了することが明らかでないこと。 取得単位は1日単位とする。
介護時間	勤務時間等規程の「介護時間」の例による。	次のいずれにも該当する者に限る。 ①勤務日が週3日以上又は年121日以上であること。 ②引き続き勤務した期間が1年以上であること。 ③1日の勤務時間が6時間15分以上であること。

別表4の付表（傷病休暇（無給）関係）

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	7日	5日	3日	1日

別表5（会計年度任用職員専攻医等給料表 第24条関係）

職務の級	1級	備考
号給	給料月額	
1	442,600	3年未満
2	478,400	3年以上4年未満
3	523,900	4年以上

医師として勤務した経験年数の区分に応じた号給とする。

別表6（会計年度任用職員研修医給料表 第24条関係）

職務の級	1級	備考
号給	給料月額	
1	297,900	第1年次研修医
2	307,600	第2年次研修医

別表7（職種別の職務の級及び号給 第25条関係）

一 事務職給料表

職種	職種の種類	学歴免許等	基礎号給		上限	
			職務の級	号給	職務の級	号給
事務補助	事務補助	高校卒	1	1	1	9
	事務補助（建築・電気）	高校卒	1	1	1	93
医療事務補助		高校卒	1	1	1	17
技術補助	社会福祉士	大学卒	1	1	1	19
	精神保健福祉士	大学卒	1	1	1	19
	心理	大学卒	1	1	1	33
	保育士	短大卒	1	1	1	9

二 医療職給料表（一）

非常勤医師の職務の級及び号給は、職員給与規程の例により、理事長が個別に定める。

三 医療職給料表（二）

職種	職種の種類	学歴免許等	基礎号給		上限	
			職務の級	号給	職務の級	号給
技術補助	薬剤師	大学六卒	2	9	2	21
		大学卒	2	1	2	9
	臨床検査技師、放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士	大学卒	2	1	1	5
		短大三卒	1	13	1	21
	栄養士	大学卒	2	1	2	5
		短大三卒	1	5	1	15
	歯科衛生士	短大三卒	1	13	1	21
		短大卒	1	5	1	15

四 医療職給料表（三）

職種	職種の種類	学歴免許等	基礎号給		上限	
			職務の級	号給	職務の級	号給
技術補助	看護師	短大三卒	2	9	2	23
		短大二卒	2	5	2	23
	保健師	短大三卒	2	9	2	23
	准看護師	准看護師養成所卒	1	1	1	1

五 技能労務職給料表

職種	職種の種類	学歴免許等	基礎号給		上限	
			職務の級	号給	職務の級	号給
業務補助	業務補助	中学卒	1	1	1	25
	業務補助（精神科救急相談センター業務）	中学卒	1	172	1	172
	看護補助	中学卒	1	1	1	32
	院内警備	中学卒	1	61	1	61

六 会計年度任用職員専攻医等給料表

専攻医等の職務の級及び号給は、当該適用給料表に定めるものとする。

七 会計年度任用職員研修医給料表

研修医の職務の級及び号給は、当該適用給料表に定めるものとする。

第3号様式（第8条関係）

第 号

年 月 日

発 令 通 知 書

氏 名

地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則に基づき、下記条件で任用します。

記

1 勤務場所

2 業務内容

3 勤務態様 1週について 時間で 日とする。

4 給料月額または報酬の基本額

5 任期 年 月 日から 年 月 日まで

6 その他

年 月 日

地方独立行政法人山梨県立病院機構

理事長 小 俣 政 男 印

第 5 号様式 (第 10 条関係)

第 年 月 日

理 事 長 殿

病院長 印

退職・解職の承認について (申請)

このことについて、下記の通り承認してください。

記

退職又は解職しようとする者		発令年月日	退職又は解職しようとする理由
職種			
氏名			

第6号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号

病 院 長 殿

理 事 長 印

退職・解職の承認について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについて、下記のとおり承認します。

記

退職・解職の別	職種	氏名	発令年月日	備考

第7号様式（第11条関係）

退 職 通 知 書

身 分 会計年度任用職員

氏 名

勤務場所

願いにより退職させる

年 月 日

理 事 長 名 印

第8号様式（第11条関係）

解 職 通 知 書

身 分 会計年度任用職員

氏 名

勤務場所

下記の理由により解職する
理 由

年 月 日

理 事 長 名 印